



平成 25 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 **トランコム株式会社**
コード番号 9058 (東証・名証第1部)
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 清水正久
問 合 せ 先 取締役 執行役員 管理部門担当 恒川穰
T E L 052-939-2011

株式給付信託（J-E S O P）の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 12 月 25 日開催の取締役会において、当社従業員および当社グループ会社の役職員（以下、「従業員等」といいます。）の新しい福利厚生制度として自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を決議いたしました。平成 25 年 4 月 25 日開催の取締役会において、信託の設定日等の詳細を決定しましたのでお知らせいたします。

また、本制度の導入に伴い、当社は現在保有する自己株式 620,418 株（平成 25 年 3 月 31 日現在）のうち 15,000 株を一株当たり 2,728 円、総額 40,920 千円で資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ一括して処分することを同時に決議いたしました。

記

1. 本信託の概要

(1) 委 託 者 : 当社

(2) 受 託 者 : みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は、信託設定日に資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。

(3) 受 益 者 : 株式給付規程に基づき株式給付を受ける権利を取得した者

(4) 信 託 設 定 日 : 平成25年5月13日

(5) 信 託 の 期 間 : 信託設定日から信託が終了する日まで

(終了期日は定められておらず、本制度が続く限り信託は継続します。)

(6) 信 託 の 目 的 : 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付することを主たる目的とします。

(7) 信 託 財 産 : 当社株式および金銭

以上